

令和4年度 一般会計歳出 第11款1項2目12節 委託料

委託番号

履行
期限

令和5年3月24日まで

令和 年 月 日提出

設 計 書

委託名 令和4年度小規模需要を対象とした地域交通施策の検討業務委託

委託場所 横浜市内

契約区分 確定契約

その他特約事項 なし

現場説明 不要

委託概要 乗用タクシーの活用手法の検討及び実施 一式
あらゆる輸送資源を活用した地域交通施策の実施に向けた支援内容の検討 一式
打合せ・協議 一式
報告書作成 一式

前金払 する ・ しない

部分払 する ・ しない

設	計	金	額	¥	. —
---	---	---	---	---	-----

内 訳	業	務	価	格	¥	. —
-----	---	---	---	---	---	-----

	消費税および地方消費税相当額	¥	. —
--	----------------	---	-----

委 託 内 訳 書

種 別 ・ 種 目 細 別 ・ 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 円	金 額 円	摘 要
直接人件費					
1 乗用タクシーの活用手法の検討及び実施	式	1			直接人件費内訳書第1号
2 あらゆる輸送資源を活用した地域交通施策の実施に向けた支援内容の検討	式	1			直接人件費内訳書第2号
3 打合せ・協議	式	1			直接人件費内訳書第3号
4 報告書作成	式	1			直接人件費内訳書第4号
直接経費	式	1			直接経費内訳書第1号
その他原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
業務価格					
消費税相当額					
業務委託料					

横 浜 市 都 市 整 備 局

直接人件費内訳書

第1号

乗用タクシーの活用手法の検討及び実施

1式当たり

項 目	単 位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	合 計	摘 要
(1) サービス設計	人								
(2) 需要の把握やサービスの定着・普及を促す手法の検討	人								
合 計									

横浜市都市整備局

直接人件費内訳書

第2号

あらゆる輸送資源を活用した地域交通施策の実施に向けた支援内容の検討

1式当たり

項 目	単 位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	合 計	摘 要
あらゆる輸送資源を活用した地域交通施策の実施に向けた支援内容の検討(1地区)	人								
合 計									

横浜市都市整備局

直接人件費内訳書

第3号

打合せ・協議

1式当たり

項 目	単 位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	合 計	摘 要
打合せ・協議	人								
合 計									

横浜市都市整備局

直接人件費内訳書

第4号

報告書作成

1式当たり

項 目	単 位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	合 計	摘 要
報告書作成	人								
合 計									

横浜市都市整備局

直接経費内訳書

第 1 号

種 別 ・ 種 目 細 別 ・ 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 円	金 額 円	摘 要
電子成果品作成費	式	1			
旅費交通費	式	1			
合計					

横浜市都市整備局

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD 等）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>
- (3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutuu-siyousyo.html>

- (4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

- (5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjohohogoseido.html>

- (6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、横浜市契約規則に従い、本市の指示のもとに受託者が作成する「令和4年度小規模需要を対象とした地域交通施策の検討業務委託」に適用する。

第2条 業務目的

近年、人口減少の本格化や公共交通の利用者減少、交通事業者の運転士不足の深刻化により、バスやタクシーといった公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中で、幅広い世代の多様化する移動ニーズや高齢者の運転免許返納の増加等により、マイカーから公共交通サービスの利用転換を図り、地域の暮らしを支える移動手段を確保していくことはますます重要となっている。

本市では、持続可能な地域交通の実現を図るため、乗合事業やボランティアバスの導入に向けた地域支援など「地域交通サポート事業」による支援を行っているが、移動ニーズが多様化し、きめ細かく小規模な需要への対応が求められる中で、地域が地域に適した交通サービスを選択できるよう、選択肢を増やすとともに、モビリティマネジメントによる交通サービスの利用を促していくが必要である。

そこで本業務では、既存の公共交通である乗用タクシーの活用を視点に、最寄りの鉄道駅、バス停、生活利便施設など、身近な目的施設までの移動を支える交通サービスとして、相乗りの仕組みづくりを検討する。その中で、実証実験を実施し、運賃抵抗の軽減による利便性の向上など、効果検証を行いながら地域に適したサービスを具体化することを目的とする。

また、あらゆる輸送資源を活用した地域交通施策の実施に向け、本市が取組む上での課題や支援内容の方向性を具体化することを目的とする。

【参考：横浜市地域交通サポート事業】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/chiikikotsu/support/chiiki.html>

第3条 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和5年3月24日までとする。

第4条 業務内容

1 乗用タクシーの活用手法の検討及び実施

(1) サービス設計

具体の対象地区（2地区程度、1地区あたりの対象人数20人程度）において、地域で相乗りのマッチングが可能な仕組みを設計し、実証実施、効果検証に取り組みながらモデルを具体化していく。その中で、利用者負担額の設定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業の距離制運賃をはじめ、時間貸運賃や一括定額運賃等の制度活用も含めて検討する。また、予約管理の単純化に適した既存のアプリ等デジタルツールの活用の視点も取り入れ検討する。

また、自治会町内会、タクシー事業者及びタクシー協会等の主要関係者との協議を支援し、モデルを精査する。

【主な業務項目】

・モデルの具体化に向けた、相乗り料金の設定や予約管理方法の検討支援

- ・実証実施、効果検証の取組支援（資料整理等）
- ・主要関係者との協議支援（資料作成、打合せ記録の作成等）

（２）需要の把握やサービスの定着・普及を促す手法の検討

（１）の対象地区（２地区程度）を含む地域交通の検討地区（４地区程度）における、地域住民や事業者に対するアンケート調査を実施する（アンケートの配布・回収作業は本業務から除く）。単に移動の需要を把握する内容とするのではなく、モビリティマネジメントの視点を組み入れながら、取組を通して行動変容を促す内容とする。

また、段階を踏みながら、サービス利用規模の拡大や地域内での横展開など、より地域で定着・普及させていく上で、地域内の周知・啓発（小さな単位から地域全体への意識醸成）を進めることが重要であることから、地域内の広報戦略を検討する。

【主な業務項目】

- ・地域住民向けアンケート調査の実施に伴うアンケートの作成
- ・アンケート結果の集計、分析
- ・ヒアリングの実施（地域の企業、NPO 法人等の活動団体、目的施設等を想定）
- ・地域内で定着・普及させていく上での地域内の広報戦略の検討

2 あらゆる輸送資源を活用した地域交通施策の実施に向けた支援内容の検討

1 の検討・実施と合わせて、あらゆる資源を活用した地域交通施策の実現に向けて、今後横浜市で取り組むうえでの課題や方向性を整理する。また、具体地区のケーススタディによるモデルを検討する。なお、検討対象地区は本市から提示する（１地区）。

【主な業務項目】

- ・収支モデルの設計
- ・運行に必要な条件の整理
（整理の視点：既存の交通サービスとの共存、安全性（走行環境等）、管理・運用面 等）
- ・行政として支援すべき事項と内容の検討
（検討の視点：補助金、担い手確保を目的とした運転者講習 等）

3 打合せ・協議

- ・業務着手時、中間打合せ３回、成果品納入時の計５回とする。その他必要に応じて業務に関する打合せ・協議を行う。
- ・打合せ・協議の相手先は、本市のほか、対象地区の地域関係者・タクシー事業者及びタクシー協会関係者・その他行政機関等を想定している。
- ・打合せ後速やかに、受託者は議事録を作成し、本市の確認を受けること。

4 報告書作成

検討結果や作成した資料をとりまとめ、報告書を作成する。詳細は第６条を参照すること。

第５条 貸与品

業務遂行にあたり、必要があれば本市所有の資料を貸与する。

第６条 成果品

- (1) 成果品は、報告書を製本1部、電子データ（編集できるデータを含む）1部とし、本業務委託により作成した資料を全て含めること。
- (2) 納入先は、都市整備局都市交通部都市交通課とする。
- (3) 成果品は全て本市に帰属することとし、受託者は本市の承諾を得ずに使用または公表しないこと。

第7条 業務の方法

受託者は業務の遂行にあたり、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、提出すること。
- (2) 委託者の指示に基づき、業務目的を十分満足するよう、協議、検討を行うこと。なお、必要事項については、委託者に適宜報告すること。また、本業務を実施するにあたり疑義が生じた場合や、本仕様書に特に定めのない事項については、委託者、受託者間で協議のうえ進めること。
- (3) 検討資料や報告書等については、その都度、委託者が指示する期日までに提出すること。
- (4) 常に地域交通に精通した人員を配置すること。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。